

井原市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大地震発生時における住宅の倒壊等の被害から市民の生命及び財産を守り、市街地の減災を図るため、民間の既存木造住宅の耐震改修工事等に要する経費の一部を予算の範囲内において、井原市木造住宅耐震改修事業費等補助金（以下「補助金」という。）として交付することについて、井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 木造の一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの）を含む。）をいう。
- (2) 耐震診断 次のいずれかに該当する既存木造住宅の地震に対する安全性の評価をいう。
 - (ア) 岡山県建築物耐震診断等事業を活用するもの
 - (イ) 国土交通省が示す技術指針に定める方法に基づき行うもの
 - (ウ) 既存住宅性能表示制度に係る性能評価（「構造躯体の倒壊等防止」に係る耐震等級の項目を含むものに限る。）
- (3) 倒壊の危険性がある住宅 耐震診断又は住宅性能評価を受け、その結果が、耐震診断にあつては、上部構造評点が1.0未満、住宅性能評価にあつては、耐震等級が1に満たない住宅をいう。
- (4) 耐震基準 耐震診断にあつては、上部構造評点が1.0以上、住宅性能評価にあつては、耐震等級が1以上を満たす性能をいう。
- (5) 木造住宅耐震診断員 岡山県木造住宅耐震診断員認定要綱第3条の規定により、岡山県知事の登録を受けた者をいう。
- (6) 耐震改修工事 耐震診断の結果又は既存住宅性能評価により、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅の全部を耐震化のために改修する工事（別表第1に定める耐震基準を確保するために行うもの及び木造住宅耐震診断員により工事監理がされるものに限る。）
- (7) 部分耐震改修工事 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅の一部を耐震化のために改修する工事（第10号に規定する低所得者等が所有する木造住宅について、別表第2に定める耐震基準を確保するために行うもの及び木造住宅耐震診断員により工事監理がされるものに限る。）をいう。
- (8) 耐震シェルター等 地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための装置で、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けた耐震シェルター又は防災ベッドで、岡山県木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱に定めるもの又はその他市長が認めるものをいう。

- (9) 耐震シェルター等設置工事 耐震診断の結果又は既存住宅性能評価により、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅における耐震シェルター等の設置工事(第10号に規定する低所得者等が所有する木造住宅について、別表第3に定める耐震基準を確保するために行うものに限る。)をいう。
- (10) 低所得者等 収入分位25%以下の世帯、65歳以上の者が居住している世帯又は障害のある者が居住している世帯をいう。
- (11) 既成市街地 住宅の密度が原則として1ヘクタール当たり30戸以上となるおおむね5ヘクタール以上の区域(区域内住宅戸数が300戸以上の区域に限る。)のうち、震災時に建築物の倒壊による道路閉塞が生じ、かつ、避難、消火活動等が困難となるおそれのある地区として、市長が定める地区をいう。

(補助の対象及び補助金の交付額等)

- 第3条 補助金の交付対象となる既存木造住宅は、次の各号の要件に該当するものとする。
なお、本市において社会資本整備総合交付金制度を活用した場合において、第3号から第5号までの要件については、適用しない。
- (1) 市内に存する民間のものであること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に工事着手され、かつ、2階建て以下であること。
- (3) 既成市街地に存すること。
- (4) 地震時の避難通路又は緊急車両の進入路となる道路沿いに存すること。
- (5) 外壁から前面道路との境界線までの距離が、平屋の場合2メートル以内、2階建て以上の場合4メートル以内に建てられていること。
- 2 補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、別表第1から別表第3までに定めるところによる。ただし、補助対象経費について、消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる額と、当該額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。)が含まれる場合にあつては、当該消費税仕入控除税額は、控除するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、公租公課等を完納していない者は、補助金の交付を受けることができない。

(交付申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、井原市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定等)

- 第5条 市長は前条の申請があつたときは、速やかにこれを審査し、補助金交付が適当であると認めたときは、井原市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定通知書(様式第2-1号)により、補助金交付が不相当であると認めたときは、井原市木造住宅耐震改修等事業費補助金不交付決定通知書(様式第2-2号)により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は前項の審査を行うに当たり、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第3項に規定する所管行政庁に意見を求めた上で、当該申請の耐震改修、部分耐震改修又は耐震シェルター等設置工事の内容が、別表第1から別表第3までに掲げる耐震基準を確保できるものであることを確認するものとする。

（勧告）

第6条 特定行政庁（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第2条第35号に規定する特定行政庁をいう。）は、市長が前条第1項の交付決定をする際に、補助事業者に対して、当該既存木造住宅が地震に対して安全な構造となるよう勧告を行うものとする。ただし、本市において社会資本整備総合交付金制度を活用した場合は、この限りでない。

（中間検査）

第7条 補助事業者は第5条の交付決定を受けた際に市長から指定された中間工程の工事が完了したときは、井原市木造住宅耐震改修等事業中間検査申請書（様式第3号）を市長に提出し、中間検査を受けなければならない。ただし、耐震シェルター等設置工事にあつては、この限りでない。

（事業内容の変更等）

第8条 補助事業者は補助金の交付決定後において、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、次の各号に定める区分により当該各号に定める書類に必要書類を添えて速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額に変更が生じるとき 井原市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付変更申請書（様式第4号）
- (2) 補助金額に変更が生じないとき 井原市木造住宅耐震改修等事業費補助事業変更承認申請書（様式第5号）
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 井原市木造住宅耐震改修等事業費補助事業廃止（中止）承認申請書（様式第6号）

2 市長は前項の申請があつた場合において、その内容を審査し適当と認めたときは、これを承認し、その旨を申請者に通知（様式第4-1号・様式第5-1号）するものとする。

（完了検査）

第9条 補助事業者は当該補助事業が完了したときは、直ちに井原市木造住宅耐震改修等事業完了届（様式第7号）を市長に届け出なければならない。

2 市長は前項の届出があつたときは、完了検査を実施し、当該補助事業の完了を確認するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から起算して10日以内に、井原市木造住宅耐震改修等事業費補助事業実績報告書（様式第8号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 市長は前条の実績報告書の提出があつたときは、その内容を審査し、適正と認め

たときは、交付すべき補助金額を確定し、その確定した補助金額を井原市木造住宅耐震改修等事業費補助金確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知する。

2 補助事業者は、前項の通知を受けたときは、井原市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の請求書を受領したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（公表）

第12条 市長は、本事業の耐震改修工事後の結果を遅滞なく公表するものとする。

2 公表の方法は、市長が別に定める。

（取引上の開示）

第13条 本事業による耐震改修工事を実施した木造住宅を所有する者は、当該木造住宅を譲渡又は貸与しようとするときは、譲受人又は貸借人に、耐震改修工事の結果を開示しなければならない。

（代理受領）

第14条 補助事業者は、補助金の受領を、当該補助事業を施工した業者（以下「耐震事業者」という。）に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。

2 代理受領により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、第11条第2項に規定する請求書を提出する際に、井原市木造住宅耐震改修等事業費補助金代理受領に係る委任状（様式第11号）を併せて市長に提出しなければならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成21年6月1日以降に工事に着手し、平成23年3月31日までに補助金の交付対象となる既存木造住宅の耐震改修（建替えを含む。）が完了するものについては、第3条第1項第3号から第5号までの要件は、適用しない。

附 則（平成20年9月26日告示第94号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の井原市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年6月25日告示第78号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の井原市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の規定は、平成21年6月1日から適用する。

附 則（平成25年5月9日告示第76号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の井原市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月27日告示第52号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月18日告示第29号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第66号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月24日告示第69号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の井原市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月29日告示第53号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条、第5条関係）

耐震改修工事

既存木造住宅の性能	耐震基準	補助対象経費	補助率	補助金交付限度額
耐震診断の上部構造評点 が1.0未満のもの	上部構造評点 が1.0以上	耐震改修工事に要 する費用（ただし、 33,500円/m ² を限度とする。）	23/100	一住宅につき 800,000円を 上限とする。
既存住宅性能評価の耐震等 級が1に満たないもの	耐震等級が1 以上	同上	同上	同上

別表第1の次に次の2表を加える。

別表第2（第2条、第3条、第5条関係）

部分耐震改修工事

既存木造住宅の性能	耐震基準	補助対象経費	補助率	補助金交付限度額
耐震診断の上部構造評点 が1.0未満のもの	岡山県が定め る技術基準に おける「部分 耐震性能」を 有すること	部分耐震改修工事 に要する費用（た だし、1世帯につ き1か所までとす る。）	1/2	一住宅につき 400,000円を 上限とする。

別表第3（第3条、第5条関係）

耐震シェルター等設置工事

既存木造住宅の性能	耐震基準	補助対象経費	補助率	補助金交付限度額
耐震診断の上部構造評点 が1.0未満のもの	1階部分に岡 山県木造住宅 耐震改修事業 費補助金交付 要綱に定める 耐震シェルタ ー等を設置す ること	耐震シェルターの 購入、運搬及び設 置に要する費用	1/2	一住宅につき 200,000円を 上限とする。
既存住宅性能評価の耐震等 級が1に満たないもの	同上	防災ベッドの購 入、運搬及び設置 に要する費用	同上	一住宅につき10 0,000円を上限 とする。